

明星大学

日本文化学科紀要

第三十二号 令和六年三月

筆者	題目
海上貴彦	九条道家晩年の継承構想——撰家分立の一過程——

Department of Japanese and Comparative Culture

School of Humanities

no. 32 2024

Bulletin of Meisei University

ISSN 2186-2818

九条道家晩年の継承構想

— 摂家分立の一過程 —

海上貴彦*

はじめに

院政期^①鎌倉期は貴族社会層において「家」が成立・分立し、嫡子による単独相続が成立してくる時期であるが、「家」の分立については二つの異なる捉え方がある。

摂関家を考察対象とした西谷正浩氏によると、平安末^②鎌倉前期において直系継承規範は確立しておらず、財産は庶子に共同相続され、また政治的地位の後継者が複数いることを望む「末広がり増殖の理想」があったという^③。これは、所領の分割相続を政治的地位の継承の問題と関連付ける捉え方である。

一方、高橋秀樹氏は、所領の相続と政治的地位の問題とを切り分ける。高橋氏によると、貴族層において一二世紀以降、嫡系継承される中世的な「家」^④が広範に成立してくるが、中世前期の段階では所領は単独相続されず、嫡系継承されたのは政治的地位（官職・家格）や家記・文書・

御物などであった^⑤。これに従えば、中世前期における所領の分割相続は、政治的地位の継承者が複数存在することを必ずしも意味しない。

また、本稿が考察対象とする摂関家の場合、所領においても早期に嫡系継承が見出される。川端新氏によると、院政期の摂関家の所領群のうち、京極殿領は一貫して嫡系の男子に継承され、近衛家領の中核となったという^⑥。鎌倉後期以降の単独相続とは異なるが、中核的な所領群が嫡流に継承されるという点では、嫡系継承の一形態と把握することができる。

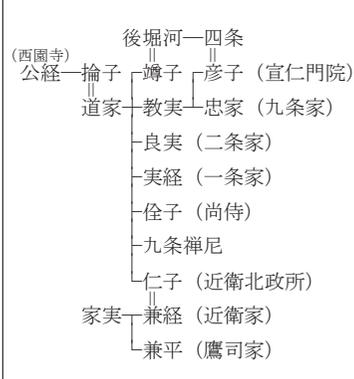
以上のように、中世前期において政治的地位の後継者を一般に複数いたとするか、基本的に嫡系継承であったとするか、二つの捉え方がある。著者は後者の見解に従い、院政期の摂関家は単一の「家」による摂関の嫡系継承を志向したものの、政治的な事情から複数に「分裂」したが、鎌倉中期の段階で摂家の（分立）（諸摂家の共存）が成立し、それが鎌倉後期における五摂家分立の成立の前提となったと論じた^⑦。

ただし、西谷氏の研究は個別の相続事例や諸子の昇進ルートなどを丹念に分析したものである。

そして、西谷氏が「末広がり増殖の理想」の根拠とした事例が、いずれも子息三人が摂関に就任した院政期の藤原忠通と鎌倉期の九条道家、特に後者であった。

九条道家^⑧は承久の乱で一度は失脚するが、後堀河朝において復権し、娘の所

九条道家関係系図



* 日本文化学科 非常勤講師 日本中世朝廷・貴族研究

生皇子が踐祚して天皇外祖父となり、また鎌倉幕府将軍藤原頼経の父でもあった。嫡子の教実に閔白を譲り、さらに次男良実・三男実経も撰閔に就任し、この三人の子孫がそれぞれ九条家・二条家・一条家として五撰家を構成することとなった。一見すると順風満帆の道行きで、まさしく「末広がり増殖の理想」が実現されているように見える。西谷氏が挙げるように、道家自身も「父の眼前に三人相続して前途をとくるハ、今の例はしめたり、是さためて祖神の御はからひなるらめとも、過分のせめてに身にあまる。これらハ身の榮幸なり」(後掲寛元四年七月一日九条道家願文)と、みずから寿いでいる。

ただし、こうした成り行きを「末広がり増殖の理想」の実現とし、理想的な既定路線を辿ったものとして捉えることには問題がある⁷⁾。道家は承久の乱(一二二一)と寛元四年の政変(一二四六)と二度の失脚を味わっており、権勢を握っていたのは二〇年ほどである。その二〇年弱の間にも嫡子教実の早世や外孫四条天皇の急逝など、いくつかの波乱が起こっていた。特に教実の死去は後継者筆頭の喪失を意味しており、道家の継承構想に大きな影響を与えたと考えられる。晩年に起きた政変のなかで、道家は失脚し、次男の良実を義絶し、三男の実経や孫の忠家(教実息)を中心に財産を譲与した。子息の撰閔就任や財産相続はそれぞれの時期の政治状況に強く規定されるものであり、政治史の観点から捉えなおす必要がある。また、おわりにでも触れるように当該時期は相続制度の転機としても注目されている。政治史と家族史の両面からの考察が求められる。

第二章で引用する道家の処分状や願文などには、道家の「家」「家門」を誰が「継」ぐのか、という問題意識が強く表れている。ここでいう「家」「家門」の内容を具体的に示すのは難しいが、家職としての官職や

家格、それに付随する家産などを総合的・観念的に表したものと見てよいだろう。それは継承の客体として表象されている⁸⁾。道家が自身の「家」の継承構想について記している諸史料をまずは丹念に紐解く必要がある。

本稿では、晩年の動向や処分状から道家の継承構想を読み取り、その構想の成立した契機・転機を探る。そして、道家自身による一条家・九条家の分立が、撰閔家及び貴族社会、そして家族制度の歴史のなかでどのように位置づけられるか、院政期〜鎌倉期の相続形態も参照して考察する。

その際、前述のように政治史的な視点を重視する。道家の「家」の継承、財産相続は単なる家族内部の問題ではなく、撰閔家としての存続という側面が強く、特に政変などにより自家が動揺すれば、(生き残り戦略)の要素も顕著になる。道家は晩年、自身や子息が失脚するなかで、いかにして「家」の(生き残り)を図ったか。その点を明らかにすることで、九条道家晩年の継承構想、撰家分立の一過程の歴史的位置を論じることが可能になるだろう。

第一章 政変以前

本章では、主に前稿をふまえて、寛元四年の政変までの経緯を整理する。

承久三年(一二二一)、新帝(九条廢帝。明治に仲恭の諡号)の踐祚にともない外舅として撰政となった道家は、同年の承久の乱により失脚する。しかし、安貞二年(一二二八)の政変により復権して閔白となった。それから娘の蟬子を後堀河天皇の后とし、その所生皇子が踐祚して自身

は外祖父となった。その間に嫡子の教実に関白を譲り、院政期の忠通・基実以来の摂関父子継承を果たした。貴族社会では依然として近衛家の存在も大きかったが、道家は強圧的な態度をとって九条家による摂関の独占を図り、天皇外祖父、そして現任摂関の父親として大きな権力を握った。

ここまで道家は政治的に順調であったが、嘉禎年間ごろから転機を迎える。嘉禎元年（一二三五）三月、教実が早世した。右大臣に近衛兼経がいたが、道家は近衛家に摂関の地位を渡すことを嫌い、自身が再任した。しかしそののち、寺社の対立・強訴が連発するなかで道家の権勢も揺らぎ、政治姿勢の転換を迫られることとなった。嘉禎三年（一二三七）正月、道家娘の仁子と近衛兼経との婚姻が成立し、同年三月、道家は兼経に摂政を譲った。摂関が子息ではなく他家に譲与されるのは初めてのことである。道家は数年前まで摂関独占の方針をとっていたが、ここに至って近衛家と融和し、その摂関家としての地位を認めた。前稿では、これを摂家の〈分裂〉から〈分立〉への転換と評価した。この転換により、両家は共同で摂関の地位を担うこととなった。

近衛家との対立は解消されたが、嫡子亡きまま、自身の後継者問題が残っていた。教実死後、次男の良実が急速に昇進したが、良実の摂関就任は仁治三年（一二四二）三月で、同年正月に四条天皇が急逝し、後嵯峨が践祚した少し後であった。良実の関白就任については良実外祖父の西園寺公経の推挙があったといわれているが⁹、可能性として否定はできないものの直接的な根拠はない。さしあたり、四条死去・後嵯峨践祚により天皇外祖父の地位を失った道家が、いったん摂関の地位を自家の側に引き戻そうとしたという事情が推定される。

仁治元年（一二四〇）二月に比定される、稻荷大明神に捧げた告文¹⁰に

において、良実は「摂録之適嗣」「皇王之外戚」で現在は左大臣の地位にある自分が、「其仁」に当たるにもかかわらず摂関に就任できていないことを嘆き、「速達^三前途^一」¹¹、証^三天上菩提^一」¹²」¹³ことと「伝^三執柄於我家^一」¹⁴、子孫更無^レ絶^良良^年」¹⁵ことを願っている。良実は序列としては摂政近衛兼経の次に位置していたが、その摂関就任は必ずしも約束されたものではなく、また自身の「家」が摂関家として続いていくことも保証されていなかったと考えられる。

よって、仁治三年の良実任関白は、良実が道家の後継者となったこと、そして良実の「家」が摂家の一つとして成立・存続することを、必ずしも意味しなかったであろう。同年七月に道家は置文^二」¹⁶を作成し、息女の姪子と実経のことを案じていると述べたうえで、「連枝任^三座次^一」¹⁷必可^レ昇^三大位^二」¹⁸とし、良実はいずれは摂関を実経に譲ること、そののち忠家が就任するべきことを書き置いている。ただし、序列的に実経より下、忠家より上に位置する兼平（兼経弟）の登用も否定はしていない。良実から実経への譲与について「若有^三相違^一者、為^三証人^一」¹⁹必可^レ被^三申行^一也^二」²⁰とし、また「於^下背^三此等子細^一之人上者、愚身縦雖^下遂^三相罰^一候^上、以^三天眼^一」²¹居^三此界^一、可^レ加^三治罰^一」²²とも戒めており、特に良実が摂関の地位を手放さないことを警戒している。良実は兄の教実に代わって道家の嫡子・後継者となったわけではなかった。また、道家は「其後関白子息以下事ハ、可^レ任^三運^一」²³とも記しており、この時点ではさしあたり摂関就任順序を示したのみで、教実死後の（将来世代も含めた）継承構想については判然としない²⁴。

後掲の藤原顕朝の日記の記事（建長四年二月四日条）にみられるように、教実存生時は「嫡々相承」であったから、その路線が継続したのならば教実嫡子の忠家が道家・教実に続いて「家」を継承することになった

のだろう。しかし、教実 は 早世し、次男の良実 は それに代わる嫡子として必ずしも認定されていなかった。三男の実経は道家「御鍾愛」の子息であり〔平戸記〕仁治元年閏一〇月一四日条、良実の次の摂関就任も約束されているが、「家」を継ぐべき存在であるとは明言されていない。道家の構想通りに良実↓実経↓忠家と摂関が受け継がれれば、摂関経験者の三人の子・孫が並び立つことになるが、彼らのうち誰を特に後継者として重視するのか、道家自身もはっきりとは決めかねていたのではないか。

仁治三年置文にみられる道家の危惧は数年後に現実のものとなった。寛元四年正月、後深草の践祚に際して良実から実経への交代の動きがあり、道家自身が参内して後嵯峨天皇とこの件について合議・決定した。良実 は 辞任を渋り、「違背之御詞」を発するにまで及んだものの〔葉黄記〕同月二・二三日条）、結局は関白交代となった。実経の就任により、道家の規定路線では忠家が次期摂関となる。しかし、この年に政変が起きて、その路線が現実化することはなかった。

嫡子教実の死により、道家の嫡々継承路線はいったん破綻した。その後は寺社問題や天皇急逝などの政治情勢のなかで、近衛家との和解や息たちの摂関就任など、道家は状況への対応に追われていた。結局、道家の継承構想が体系的に示されるのは晩年の処分状であるが、それも単なる「家」内部の相続問題ではなく、優れて政治的な事情が絡んでいた。その点を次章において検討する。

第二章 九条道家処分状と寛元四年の政変

本章では、まず道家晩年の処分状から、道家の最終的な継承構想を説

み取る。次に、そのような構想が成立した契機・転機として寛元四年の政変に注目し、具体的にどのような構想の転換があり、その転換がどのような（生き残り戦略）に基づくものであったかを考察する。

第一節 処分状にみえる道家の継承構想

道家が自身の財産処分などを記した文書として、建長二年（一二五〇）一月日惣処分状¹³⁾（以下、初度処分状）の正文と、建長四年（一二五二）二月一九日惣処分状¹⁴⁾（以下、第二度処分状）の抄出が現存している。第二度処分状は部分的にしか写されていないが、これは光明峯寺などの寺院の管領について改めて規定したものとみられ、所領配分の内容は初度処分状から特に変更はないと思われる。

初度処分状は大きく二つの部分に分かれる。前半「寺院」では東福寺以下の諸寺院の伽藍構成と寺領を記してその由来や管理について述べ、後半「家地文書庄園事」では子孫の相続分をそれぞれ書きあげ、一期分の規定や譲与の趣旨などを示している。ここでは後半を問題とするが、相続の具体的内容については先行研究が詳細に論じており¹⁵⁾、その成果をふまえて相続人ごとに整理する。

- ① 宣仁門院：彦子。教実長女。四条天皇女御。本来は四条正妃として立后されるはずだったが、夫の急逝により叶わず、院号宣下を受けた。「四条院御墓所」である泉涌寺新御堂や、式乾門院（利子内親王）から寄進された二ヶ所、四条追善のために立てられた甲斐国経田荘、そして家領の肥後国彼杵荘などを相続。
- ② 近衛北政所：仁子。道家娘。近衛兼経の正妻。二ヶ所を相続。これらに一期分の規定はなく、その後は近衛家領となった¹⁶⁾。

③九条禅尼：教実後家の藤原恩子とされていたこともあったが、三田武繁氏によって道家娘に比定された¹⁷⁾。法性寺田中殿のほか家領一〇ヶ所を相続。それら（の一部か）は一期ののち宣仁門院（禅尼の猶子となっていた）に譲り、それから忠家子息に譲るように「次第相承」が定められている。

④尚侍殿：侘子。道家娘。後掲史料にみられるように、相続人として実経・忠家と並んで特記されており、野村氏は道家の「嫡女」的存在として捉えている¹⁸⁾。芬陀利華院のほか、一七ヶ所の莊園などを相続。一期ののち実経子孫に譲るように定め、また「於其仁者、遂先途可登大位仁也、於凡庶人者不可傳之」と戒めている。つまり、実経子孫といえども、撰関就任を果たさなければ相続を認められないのである。

⑤前撰政：実経。一条室町殿のほか、計四〇ヶ所を相続。また、子孫には侘子の一期分の相続も約束されている。ただし、「子孫中不經大位、混凡庶之時者、不可相伝、可附家長者」という。この規定については後述する。

⑥右大臣：忠家。九条富小路殿のほか、計二六ヶ所を相続。子孫には九条禅尼の一期分も譲与されることになっている。実経と同文の「子孫中」以下の規定がある。

⑦姫君：のちに「粟生禅尼」と呼ばれる女性が該当すると思われる、道家娘の可能性もあるか。二ヶ所のみを相続し、一期後、為家長人、子孫中有志之人相計可被讓与也」とされている。姫君自身に譲与の決定権はなく、一期分は「家長人」の裁量となる。

以上が相続の概観である。近衛家に嫁いだ仁子以外の女性は一期分の

規定があり、所領の大半は実経と忠家の二人（の子孫）に継承されることになっている。所領の性格・規模も様々なので単純比較は難しいが、相続数は実経の方が多い。

それでは、道家の処分の内容から、どのような継承構想が読み取れるか。初度処分状の末尾、「家地文書庄園事」の最後には次のように記されている。

以前条々所注置如右、但先年受重病時、楚忽令書処分、未加再治、自然送数年、爰前関白不慮事、大略如違背、向後之進退、推而可量、家門之孤害、子孫之障難、不可疑殆、仍所改正直先度之処分也、偏守此状不可違犯、於彼状者、破却投火中既畢、情思先規、（中略、父祖の相続の先例を述べて良実へ家領を相続させないことを正当化）、今以之思之、洞院撰政者家嫡也、右府既為嫡孫、前撰政亦為寵愛器量、尤足伝領之仁、仍所二分与也、何況前関白於有不義哉、兼又宣仁門院・田中禅尼・尚侍殿、所讓与庄々、一期之後可為次第附属、子細委載于右、於撰政并右府子孫、遂前途、為家長者相伝領掌勿論、若不登大位、混俗塵者、專不足其仁歟、早返付、家長者可令惣領、但於別相伝之地者、非其限、日記・文書子細同前、（後略）

道家は「先年」重病となったときに処分状を作成したが、それから数年して良実が父親である自分に背いたので¹⁹⁾、「先度之処分」を改めてこの初度処分状が作成されたという。そして、「嫡孫」忠家と「寵愛器量」²⁰⁾実経が「伝領之仁」として認められ、この二人に所領が「分与」さ

れることとなった。両者の子孫については、「前途」を遂げ（撰関就任を果たして）「家長者」として相続し領承するのは問題ないが、「大位」に昇ることができず「俗塵」に混じってしまった（撰関家としての家格を維持できなかった）場合は、相続分を返上し、「家長者」が惣領するよう定められている。先述の⑤・⑥にも規定があったように、忠家・実経とその子孫は撰関就任を条件として所領相続が認められているのである（ただし、別相伝分はその対象外）。所領だけでなく、日記・文書も同様であるという。

右に出てきた「家長者」なる地位については、第二度処分状に具体的な規定がある。

光明峯寺

検校

、
、
、略之、

右当寺者、小僧可_(道寧)終老_(道寧)地也、具載_(道寧)縁起々請_(道寧)、不_(道寧)違_(道寧)重注_(道寧)、已上寺院者、為_(忠家)家之長者人、可_(実経)令_(実経)管領、仍當時可_(実経)為_(実経)前撰政沙汰_(忠家)、其次右大臣可_(忠家)沙汰之、各專_(忠家)興隆之志、可_(忠家)勵_(忠家)修造之營、以_(忠家)此兩人_(忠家)為_(忠家)家之棟梁、以_(忠家)彼子孫_(忠家)可_(忠家)令_(忠家)継_(忠家)予家_(忠家)之故也、但不_(忠家)經_(忠家)大位_(忠家)、令_(忠家)混_(忠家)凡俗_(忠家)人者、非_(忠家)沙汰之限_(忠家)、抑前関白依_(忠家)不_(忠家)慮子細_(忠家)、違背年久、更不_(忠家)可_(忠家)為_(忠家)子孫_(忠家)、永不_(忠家)可_(忠家)交_(忠家)吾家_(忠家)、条々不_(忠家)具_(忠家)記_(忠家)之_(忠家)、

建長四年二月十九日

沙門、_(在判)

道家の「終老」地である光明峯寺等に関する規定が抄出されている。

これらの寺院は「家之長者」となる人が管領することとされ、この時点では実経、次いで忠家が沙汰するように定められている。それはこの二人が「家之棟梁」であり、その子孫が道家の「家」を継ぐことになっていくからである。ただし、もし「大位」を経ず「凡俗」に混じることがあれば、継承権は失われる。良実は「違背」により子孫として認められず、「吾家」から排除されている。

道家のいう「家長者」とは、実経・忠家そして彼らの子孫のなかで、「大位」つまり撰関に就任することを条件に、特に最高官位者が就く地位であったと考えられる²¹⁾。道家は実経流と忠家流に自身の「家」を分割継承させるとともに、両流が一門としてのみを維持し、いずれかが撰関家たる家格を失えば、もう一方に吸収されるように設定しているのである。

道家の処分状は、単に財産処分の内訳を記したものではない。実経と忠家という二人の後継者の「家」がそれぞれ撰関家として存続し、片方でそれが叶わない場合はもう片方に統合されるというように、一門の家格維持のための方策が組み込まれていた。後述のように、処分状の時点で政変により道家の一門は危機に陥っており、撰関家としての家格を回復しかつ維持するための〈生き残り戦略〉を読み取るべきであろう。よって、処分状にみえる構想の成立過程を明らかにするためには、政変の影響をふまえる必要があるのである。

第二節 寛元四年の政変

処分状にみえるような道家の継承構想の成立時期を見出すため、二つの史料に着目する。まず寛元四年五月五日九条道家春日社願文²²⁾（以下、五月願文）である。

立申

大願事

於_二春日社_一書_三寫_三供養金泥紺紙唯識論一部_一事

可_レ奉_二幣帛十列_一事

右、内_二相府_一風病相侵旬日多積、祈療未_レ有_二其驗_一、將軍有_二慎變頻示_一、不_レ可_レ有_レ不_レ恐、就中_二小僧子孫_一雖多、可_レ繼_二家之者_一是也、為_二嫡孫_一故也、祖神不_レ棄_二吾家_一、何無_二擁護_一乎、上件願、病平愈之後、早可_レ果遂_二之状_一如_レ件、敬白、

寛元四年五月五日

沙門_二行慧_一敬白

孫の忠家の病により、道家は回復を願って春日社に經典の書写と幣帛の奉納を立願している。ここで注目されるのは、文中の「就中小僧子孫雖多、可_レ繼_二家之者_一是也、為_二嫡孫_一故也」という表現である。ここで道家が単に忠家を「家を継ぐべき者」としているのではなく、「小僧子孫多しといへども」と述べている点に注意したい。ここから、道家が「嫡孫」忠家を自身の後継者として最も重視していたことが読み取れるのである。つまり、オンリーワンではないとしてもナンバーワンの継承候補であったことがわかる。「嫡孫」ということが強調されているように、これは教実存生時の嫡々継承路線の継続を意味していた。

しかし、二か月後の寛元四年七月一六日九条道家願文_三(以下、七月願文)には、それとは違った認識がみられる。

(前略) 重啓、祖神なを我家をすて給ハす、子孫たえすして報国の仁たるへくハ、我跡をつくへきハ、今の摂政ならひに内大臣なり、摂政にをきてハ、すてに補佐の仁にをり、今更に子細をいふへから

すといへども、臣をみることにハ君にしかす、子を見ることハ父にしかすといふハこれ明文なり、しかるに我君もとも輔弼の器にかなふ由、叡慮よりおこりて、今の摂政の慶をさつけたまへり、愚父又その性を見るに、まことに家をつくへき器也、心底直にして二親に孝順する思ふかし、和漢の稽古まことに先哲にハをよひかたくとも、時輩にハこえたり、しかればすなはち、入道將軍たとひ上洛をとけて、遁世の儀たりと云とも、その息なを將軍たらハ、愚父なんそ余_二^{〔藤原経〕} 央_一にをよハん、愚父無実の科にしますハ、摂政又なんそ職をさらむ、もしなを職にをらハ、しハらく王道帝道をはけみて、政をして淳素にかへさしめん、もししからハ、大明神、夜のまもり日のまもりにまもりさいわえたまひて、災悪をとをくはらひ、中天をまもりて長久ならしめ給へ、次内大臣は嫡孫なり、家門を継体すへき仁たり、いまたその器量を見ためすといへども、あなち心に心操の不義にあらざらんか、大明神憐愍をたれたまひて、家をつき、世をおさむる器とまもりさいわよ給へ、この兩人もしその運なくハ、累代の微功むなくして、家門むなく衰微せんか、(後略)

同じく春日社に対する願文である。ここで道家は、実経・忠家の二人を「我跡をつくへき」者としている。順番としてはまず実経を挙げ、多くの言葉を費やし、その摂政の地位を守ろうとしている。この二人が後継者として指名され、実経の方が相対的に重視されている様子は、後年の処分状と同様であり、二か月前の五月願文とは異なる継承路線が見出せるのである。そして、この二か月の間に起ったのが寛元四年の政変であった_二。

寛元四年三月、北条経時の重病を受けてその弟の時頼が執権に就任す

ると、反執権派は前將軍(大殿)藤原頼經のもとに結集し、執権派との間に対立が生じた。政争は五月に執権派の勝利に終わり、反執権派は多く失脚あるいは出家し、大殿頼經は京都に送還されることになった。鎌倉で政変の情報は六月に京都に伝わる。近衛兼經の日記によると、頼經が父の道家と示し合わせ、泰時の子息たち(時頼など)を打つ計画を立て、また調伏法により呪詛を行って経時を死に追いやったという。以上は頼經腹心の藤原定員の自白により発覚したというのが「京都風聞」であった(『岡屋関白記』寛元四年六月一六日条)。疑いをかけられた道家は六月二六日に敬白文を書いた²⁵⁾。それによると、道家は「国位」を危うくする「重事」、「六条宮」²⁶⁾を擁立して入内させる(後深草に代えて「六条宮」を天皇とする)ことを企んでいたとの疑いをかけられており、それについて自身の無実を誓っている。鎌倉の政変への関与だけでなく、京都での皇統転換の謀略も問われていたのである。

七月願文は、まさに政変の最中に、道家が自身の潔白を重ねて主張したものである。「この兩人もしその運なくハ、累代の微功むなくして、家門むなく衰微せんか」とあるように、単に実経・忠家を後継者として挙げているのではなく、この二人(の子孫)が摂関に就任できなかったり、摂関家としての家格を維持できなかつたりすれば、それは「家門」の衰退になるとの危機感を示している。ここにみられる継承構想は、道家が自身及び自家の失脚の危機を前にして、二人の後継者の政治的地位の確保を祈念したものである。そこでは、特に実経について、すでに摂関に就任していること、また後嵯峨からの信任などを挙げて、「家をつくへき器」であることが強調されている。政治的に安定的・順調であれば、「家」の継承は単に「家」内部の問題であり、特に問題がなければ嫡々継承路線が第一とされる。しかし、自家の摂関家としての存続が危ぶまれ

る状況に陥れば、まずは(生き残り)を図ることが肝要となる。そうした局面において、すでに前途を遂げ、治天の君との関係も良好で「寵愛器量」(前掲初度処分状)であった実経が、後継者の筆頭として浮上してきたのだろう。五月願文から七月願文への変化について、以上のように推定する。

しかし、弁明も空しく、時頼は道家が長く務めていた関東申次の交代を朝廷に通告し、道家は失脚することとなった。さらに、西園寺実氏の鎌倉への働きかけにより、翌宝治元年正月には摂政実経が解任され、近衛兼經が再任した。同年六月には宝治合戦が起き、三浦氏の一族が滅亡し、反執権派はさらに弱まった。初度処分状が書かれたのはその三年後、建長二年のことである。そこへ決定打となったのは建長三年一二月の政変で、九条家と密接な関係にあった行が謀叛の首謀者として捉えられた。『武家年代記』下裏書によると、良実とその子息を除く道家の一門の僧俗は「勅勘」を受けることになったという。以上の寛元・宝治・建長の政変は一貫して將軍勢力(反執権派)と執権勢力の対立であり、後者の勝利に終わった。反執権派の結集点として両勢力の矛盾の焦点となったのが大殿頼經であり²⁷⁾、その父の道家が鎌倉・京都の政変・謀略の関係者・首謀者として疑われ、自身及び一門の失脚という結果に至ったのである。

二度処分状が書かれたのは建長の政変の翌年、建長四年二月一九日のことである。それに先立って道家は、後嵯峨院に自身の財産処分と後継者について奏上し、治天の君の保証を得ようと交渉した。その経緯を記した藤原頼朝の日記²⁸⁾について、次節で検討する。

第三節 道家死去直前の交渉

建長四年二月四日、藤原顕朝は先日の召しにより東山の道家居所（峯殿）に参じた。死を前にしていた道家には自身の家領相続について嵯峨院に申し入れるべきことがあり、院伝奏であった顕朝を呼び院奏を託したのである。道家は以下のように述べた（四日条からの抜粋）。

御所勞十之八九者無_レ憑之間、御遺跡事、為_レ達_三置_二叡_一聞云々、奉_レ讓_二前_一撰_二政_一・右_一侍殿等之間事也、此家之習、嫡々相承之時強不_レ及_二上_一奏、殆如_三讓_二狀_一も不_二書_一給、不_レ及_二異_一論之故也、是も故撰政存生者可_レ為_二此儀_一、而彼公早世之後毎事参差、末代之法、遺跡若有不慮事者、為_レ被_二思_一食合也、且又有_二子細_一之時申入之条、非_レ無_二先例_一、最勝金剛院者有_二代々墳墓_一、異_レ他之地也、件所皇嘉門院讓_二給_一月輪入道之時、以_二女院御文_一被_二申_一後白川法皇、々々有_二宸筆之勅報_一、件御書可_レ為_二後代龜鏡_一之由、月輪以_二自筆_一書_二加之_一、月輪又以_二件所讓_一進_二宜_一秋門院、其後可_レ給_二愚僧_一（于_二時中_一御門撰政存生）之由事、以_二三位局_一申_二入_一後鳥羽法皇之時、同条々聞食之由、又有_二宸筆勅報_一、彼是在_二箱底_一（以上文書取出、令_二見_一顯朝）給、二代御書為_二仮名御文_一、仍所_二申入_一也、遺跡事申_二付_一前撰政也、且先年罷_二入_一見_二参_一之次、見_レ子不_レ如_レ父、知_レ臣不_レ如_レ主云々、左大臣殊有_二憐愍志_一之由被_二聞食_一、又為_二奉公器_一之由被_二御覽_一之旨、被_二仰出_一、其勅言留_二于_一耳底、于_レ今不_二忘却_一、所_二忝存_一也、右府又依_レ為_二嫡孫_一所_二分賜_一也、共無_二隔心_一、互守_レ家可_レ致_二奉公_一之由所_二申置_一也、尚侍又殊憐愍志深之間、少々計_二充之_一、此次第具被_二聞食_一之由預_二勅報_一者、今生断_二妄執_一、一心可_レ祈_二得脱_一之由存_レ之、今度

以_二離生死_一、可_レ為_二出家隱遁之詮_一、凡依_レ為_二出家身_一、於_二當世_一無_二下無_一奉公、子息等又自然失_二奉公之便宜_一、恐_レ与_二恨相半也_一、但重代奉公之家、君定不_レ被_二奇思_一食_二歟_一之由、遣_二愚意_一所_二養神_一也、且愚僧九歳而初被_二聽_一殿上、十一歳而元服致_二奉公_一、是皆土御門院御代也、其後無_レ程孤露罷成、一向蒙_二後鳥羽法皇御哀憐_一、立身了、仍彼君之御子孫御時、粉骨ても可_レ竭_二忠之由所_一存也、以_二此趣_一便宜之時可_レ披露_一者、

院奏の趣旨は以下のように整理される。

- ① 「この家の習い」では、「嫡々相承」であれば「異論の余地がないので」特に上奏をしたり讓状などを書いたりしない。しかし、（本来の嫡子であった）教実の早世のちは「毎時参差」であるので、もし遺跡について不慮のことがあった場合に備えて申し入れるのである。何か事情があるときに院奏を経るのは、皇嘉門院が後白河法皇に、兼実が後鳥羽院に申し入れ、いずれも宸筆の勅報（仮名書状）を得た先例がある。
- ② 遺跡のことは実経に申しつけ、また嫡孫の忠家にも分け与えた（女子の姪子にも少々讓る）。実経・忠家はともに「家」を守り奉公をするように申し置いた。こうした経緯・事情を院に御承知いただき、勅報に預かることができたならば、自分としても思い残すことはない。「重代奉公の家」を院が見捨てたりならぬことを願っている。

特に②において、実経と後嵯峨との親密な関係を強調している。先年、道家が後嵯峨に拝謁した際に、実経に「憐愍志」があることを聞き入れてもらい、また実経が「奉公器」であると評されたという。実経が「左

大臣」と呼称されていることから、寛元二年六月一三日（任左大臣）（寛元四年正月二八日（任関白）の間のことである。寛元四年正月二日、良実から実経への関白交代について（幕府からの承諾を得たうえで）道家が参内して後嵯峨天皇と話し合って決定した際のやりとりだろう（前掲の七月願文にも同様の記述があり、道家が後嵯峨の実経への評価を重視して、院や世間へアピールしていたことが読み取れる。

さて翌五日、顕朝は院に参り、道家の要請を奏した。後嵯峨は道家の容態を心配しつつ、以下のように勅答を告げた。

被_レ申間条々聞食了、末代之法、誠如此事、尤可_二聞食置_一事也、前撰政事、久可_レ為_二魚水_一之由被_二思食_一、心中更不_レ変、當時も如_二御書_一所_レ通也、更不_レ可_レ有_二疎略_一之由可_レ仰者、

道家の申し入れを了解するとともに、実経との親密な関係を述べて疎略にしないことを保証している。一方で忠家にはまったく触れていない。顕朝が「（道家は）宸筆勅報を賜って後代の亀鏡に備えようとお考えなのではないか」と申すと、「このようなことはよく考慮しなくてはならない。（道家から）顕朝に書状など出ていれば、それを受けて勅報も出せるのではないか」と問うた。顕朝が「口頭での伝言だけなので、今後「公私」についてご不審に思われることも生じるのではないか」と答えると、「先例をふまえて勅報を遣わすことは問題ないだろう。今日は相国（西園寺実氏）との対面があるので、明日また参上するように。その際にどのようにするか指示をする」と命じた。

六日、顕朝はまず院に参ると、昨日の勅答の内容を道家に伝えること

を命じられた。その際に「やはり（口頭での返答にとどまらず）宸筆での返事のようなものが必要というならば、前撰政（実経）が子細を申したほうがよいのではないか。そのこともふまえて問答するよう」への指示を受けた。また、ついでに実経の所労を見舞うようにも言われた。それから顕朝は道家のもとへ参じた。道家は勅答の内容に恐縮・感激したうえで、顕朝と以下のようなやりとり（大意）をした。

道家…宸筆の勅報をお出しになるのがやはり難しいのならば、勅答の内容を伝奏（顕朝を指すか）の私状に載せ、それをいただくというの
はどうか。

顕朝…私状では後代の亀鏡には備え難いのではないか。宸筆のお返事（を出していただくこと）について院に申し上げたところ、「末代の人は心が曲がっているので、口頭での申し入れに御書で勅答を出すと不審に思う者がいるであろう。前撰政が書状を進めてくれれば、それを受けて返事を出すこともできるのではないか」という
ようなご意向があった。

道家…自分は隠居して久しいので、今の情勢についてよくわからない。前撰政が院に書状を進めることについてはどうすればよいだろうか（問題はないうるか）。

顕朝…今も書状のやり取りがあると先だって院がおっしゃっている以上、もちろん問題ないであろう。ただしこの件は「不過半」前殿（実経）に関する事柄であるが、（道家）ご自身についてもみずから院にお申しになっては（書状を出されては）いかがだろうか。

道家…それでは、前撰政の書状に自分の書状も籠めて院に進めようと思
う。その状はあなたに託すので、様子をみて申し入れてほしい。

顕朝は道家の提案を了解した。それから実経邸に向かい、所労を見舞う勅定の趣旨を申した。このとき院へ書状を出す件についても伝達したものとと思われる。

十三日、顕朝は実経の申状を院に奏し、「顕朝奉書」を以て返答することに決まった。

十五日、峯殿に参上。道家の病状はさらに悪化しており対面は叶わなかったが、一昨日の勅定を伝えると、道家は「所詮顕朝奉書誠可足」と了承した。参院すると、院宣を書き進めるように命を受け、すぐに文案を作成して進覧した。その文面は以下の通り。

御旧跡間事、条々被_レ聞食候了、被_レ計置候之趣、何可_レ有_レ違乱候哉之由、御気色所_レ候也、以_レ此旨_二可_レ下_レ令_三洩申_一給_上之条如_レ件者、

宛名は「右中弁頭雅」で、年号は載せていない（月日のみ）という。後嵯峨の添削により「条々」の二文字を削除されたうえで、院宣は道家のもとに遣わされた。二度処分状の日付は同月十九日。そして道家は二一日、享年六〇で没した。同じころに鎌倉では將軍藤原頼嗣（道家孫）の追放が決まり、四月、頼経は京都へ赴くこととなった。

以上、長々と経緯を紹介した。一連のやりとりは道家・後嵯峨など当事者にとっても、現代の我々にとっても明瞭でない部分が多く、背景や行間まで含めて正確に読み取るのは難しいが、重要な論点をいくつも含んでいる。

まず、道家が自分の遺跡の処分について、治天の君である後嵯峨院の保証を必要とした点である。後嵯峨の承認を要したのは、財産処分の内

容自体ではなく、実経と忠家を自身の後継者とするという点であろう。実経は五年前に摂政を解任され、忠家は右大臣に留まっているが、前年末の政変によりその地位も危うくなっている（建長四年七月に右大臣を罷免される）。よって、後嵯峨からなんらかの言質をとることで、将来的に一門の資格が回復する可能性を高め、また実経流と忠家流との間で争いが生じた際に治天に仲裁・裁定してもらえるように取り計らったのであろう。

第二に、繰り返しになるが、道家・後嵯峨のやり取りでキーパーソンとなったのは実経であった。一連の経緯をみると、実経の存在なしには後嵯峨に文書を出してもらうことは難しかった可能性もある。そのことが、実経の継承候補としての台頭にも影響していたのではないか。

第三に、道家は九条家の先例を示して宸筆の勅報を求めたが叶わず、結果として院宣が発給された。失脚している道家に直状を書くことについて、単に世を憚ったということも考えられるが、道家のいう先例との相違点も関係しているのではないか。この点はおわりにで触れる。

以上、政変を経て道家の継承構想がどのように形成されたのかを考察してきた。道家自身による「家」の分割は、当時の相続制度や「末広がりの増殖の理想」の必然的帰結ではなく、一連の政治的な動きと道家の〈生き残り戦略〉の結果であったのである。

おわりに——一条家・九条家分立の歴史的位置——

ここまで、道家の〈生き残り戦略〉という観点から、道家の「家」が実経・忠家の二人に分割される過程を辿ってきた。両者の子孫がそれぞれ一条家・九条家として五摂家を構成することになる。その意味で本稿

は摂家分立の一過程を解き明かすものであるが、摂関家や貴族社会の歴史に一条家・九条家の分立はいかに位置づけられるか、前後の時代との比較から考察する必要がある。

九条家領²⁹の母体となったのは皇嘉門院領である。皇嘉門院聖子は藤原忠通の娘で、崇徳天皇の后となつてのちに院号宣下を受け、また父の忠通から大規模所領群を継承していた。弟の兼実の親代わりであつた関係で、九条家の庇護者的な役割を果たした。

皇嘉門院は自身の所領を養子としていた良通(兼実嫡男)にみな譲つたが、そのうち最勝金剛院領について、当時の関白であつた松殿基房から継承権を主張され、一度は基房に譲つたものの、悔い返してまた良通に譲り直した。その際の譲状を時の治天の後白河院にみせて宸筆の仮名勅報をもらつている³⁰。ただし、良通は早世してしまつたので代わりに父の兼実が皇嘉門院領を相続することとなつた。

その兼実は晩年に家領を娘の宜秋門院任子(後鳥羽の巨)に譲つた。ただし、女院の存生中は良経(良通弟)が共同で経営を担い、一期ののちは「継家之人」である道家(良経息)に譲ることが定められた。これは九条家領における明確な一期分の初見である。兼実も譲りに際して後鳥羽院に奏上し、やはり宸筆の勅報を授けられたという(前掲顕朝日記参照。現存せず)。結局、良経も早世してしまつたので共同経営は実現されなかつたが、宜秋門院はのちに道家に所領を譲つた。摂関家における大規模女院領はここで終焉を迎えた。

以上のように、九条家領は女院領を基盤とし、伝領も女院を介していった。院政期、摂関家領は必ずしも嫡流に集中せず、大規模女院領が併存して広義の摂関家領を形成していたが、近衛家領は高陽院領と代々嫡流に継承された京極殿領を中核として、院政末期には男性の家督のもとに集

積・継承されていた³¹。それに対して九条家と女院との関係は鎌倉前期まで続く。樋口健太郎氏は、皇嘉門院領(≠九条家領)は摂関家領として不安定で、女院領としての性格を残していたため、相続に女院が介入し、伝領に際して院奏して保証を受ける必要があつたと論じている³²。

摂関家領では、大規模女院領を特徴としていた院政期から、男系嫡流に家領が集中する鎌倉期へという大きな流れがあり、その意味では九条家は嫡流の近衛家と比べて立ち遅れていて、それが女院との関係や治天からの保証という形で表れているとみることが正しい。ただし、これは見方を変えれば、九条家は家領の成立・伝領において女院という存在の恩恵に浴することができたということでもある。九条家には皇嘉門院・宜秋門院という天皇の后を経験した女院がいたが、家領形成期の近衛家にはそのような存在はいないので、そもそも家領に女院が関わる余地がほとんどなかつた。女院という王家と関わりの深い存在を介することで、九条家は院から宸筆の書状を得ることができたのであり、女院の存在・介在に積極的意味を見出すことも可能であろう。摂関家の形成や存続における后や女院の果たした役割³³について、特に時代の転換期における評価を改めて見極める必要がある。

そのように考えたとき、道家が後嵯峨から宸筆の勅報を得られなかつたことが問題となる。道家自身は先述の先例を挙げて自身の要求を根拠づけていたが、媒介となる女院の不在という先例との大きな相違点がある。宸筆の勅報とは、王家との婚姻など特別な関係を前提として、(后を経た)女院を介することで得られる特別な保証であつた。道家は後嵯峨との間にそのような特別な関係を築けておらず、結果として奉書による安堵という体裁となつた。

この道家が受けた院宣による安堵は、個々の所領についてではなく家

領全体の継承を承認しているという点で、いわゆる家門安堵に近い面がある。もっとも、家門安堵、家領の一活安堵がみられるようになるのは建武新政期で³⁵⁾、また今回の顕朝奉書はあくまで内々の書状であり、年号も付されておらず、相続者ではなく被相続者に宛てられているなど様式上の相違もあり、家門安堵と直接的につながりわけではない。しかし、鎌倉後期には貴族の家産をめぐる相論において治天の君の裁許・安堵が重要な意味を持つてくるのであり³⁶⁾、後嵯峨院が道家の「遺跡」の継承を保証したことを、治天の君が廷臣諸家の「家」の認定主体として求心力を強めていく流れの萌芽・端緒として位置づけることは可能であろう。摂関家が王家と（姻戚関係・外戚関係など）特別な関係を有して宸筆の直状という形で特別な保証を得ることができた時代から、他の貴族の「家」と同じく治天から奉書で家門安堵を受けるようになる時代への、過渡的な事例として位置づけられるのである。

鎌倉後期には貴族社会で所領の嫡子単独相続が成立するが、それは九条家においても同様であった³⁶⁾。異昌子氏によると、「処分状」の形態が、道家においては個別の所領の具体名や相続人への配分を一つ一つ示していたのに対し、曾孫の忠教の代になると、個別の所領を具体的に記すことはなくなり、公験を示して家領や日記・文書を一括して嫡子に譲る形式に変化するという³⁷⁾。これは、(どのよう)に譲与するかという問題が解消されて、(誰に)譲与するかという問題に集約されるということである。道家の財産処分は(どのよう)に譲与するかという試行錯誤の最終局面に位置しており、(女院も含む)女子への譲与は縮小して基本的に一期分になり、大部分の所領が政治的地位の継承者に集中する一方で、政治的な経緯・事情から後継者が二人設定されたため、大規模な分割相続の様相を呈することになった。相続制度の転換、摂関家の政治

的地位の変化(王家との姻戚関係の断絶)、女院や女子の位置づけの変遷など、大きな時代の転換期において、固有の政治的事情と向き合いながら(生き残り戦略)を図った道家晩年の継承構想は、当該期の全体的な状況と道家個人の特有の事情とを併せて考察することで、初めて的確に捉えることができるのである。

〔注〕

- (1) 西谷正浩「社会・家・相続制度」平安末・鎌倉前期の家と相続制度(同『日本中世の所有構造』塙書房、二〇〇六年)。
- (2) 以下、このような中世的な「家」の意で「家」の語を用いる。
- (3) 高橋秀樹「貴族層における中世的「家」の成立と展開」(同『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年)。
- (4) 川端新「摂関家領荘園群の形成と伝領―近衛家領の成立―」(同『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九四年)。
- (5) 海上貴彦「五摂家分立をめぐる一考察―摂関継承の転換について―」(『鎌倉遺文研究』四六・二〇二〇年。以下前稿)。
- (6) 道家の事績については井上幸治「九条道家―院政を布いた大殿―」(平雅行編『中世の人物・鎌倉の時代編第三巻公武権力の変容と仏教界』清文堂出版、二〇一四年)を参照。
- (7) 一般に、結果として子息が何人も重職に就くことは親にとっても世間にとってもめでたいこととして認識されるであろうし、寿がれるべきことであろう。しかし、そのことは当時の政治的地位の継承において複数の子息を後継者とすることが規範となっていたことを必ずしも意味しない。
- (8) 注三前掲高橋論文。
- (9) 三浦周行「鎌倉時代の朝幕関係」(同『日本史の研究』第一輯上、岩波書店、一九二二年、成稿は一九〇六年)以来の説であり、上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政権」(同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出一九七五年)などが継承している。井上幸治「九条道家政権における二条良実」(『京都市歴史資料館紀要』二九・二〇二二年)は、四条死去に際して西園寺公経と良実のグループが土御門皇子(後嵯峨)を推したので、後嵯峨が践祚すると良実が関白に就任したと推測している(二三頁)。公経と良実の連携に着目する井上氏の論は興味深い、やはり直接的な証拠に欠ける。この時点で良実が(四条死

去に際して忠成王を推した父の道家と明確に異なる政治路線を選んだとはやや考えにくく、本稿では道家側に動機を読み取って本文のように推測した。もちろん、それもあくまで仮説である。

(10) 宮内庁書陵部所蔵九条家本「二条良実告文写(後欠)」(九一〇三九)。山口剛史「二条良実告文写」『皇學館大学神道研究所報』七六、二〇〇九年)に紹介と翻刻がある。

(11) 図書寮叢刊『九条家文書一』三三(2)。以下、同書からの史料引用は『九三(2)のように表記する。

(12) 注九前掲井上論文は、この置文において実経・忠家と良実の三人の子孫がいずれも摂関家として存続することが認められたと述べるが(二四頁)、そのようなことは史料からは読み取れない。

(13) 『九』五(1)。

(14) 『九』一(2)。

(15) 飯倉晴武「九条家領の成立と九条道家惣処分状について」(同『日本中世の政治と史料』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九七七年)、高木葉子「九条道家惣処分状について」(『政治経済史学』二二五号、一九八四年、野村育世「家領の相続に見る九条家」(同『家族史としての女院論』校倉書房、二〇〇六年、初出一九八八年)、金井静香「中世の相続制度と公家領」(同『中世公家領の研究』思文閣出版、一九九九年)、巽昌子「九条家の相続にみる「処分状」の変遷と衰退」(『史学雑誌』一二二、一二三、二〇一三年)。それぞれ相続する所領の数については飯倉論文に拠る。

(16) 注一五前掲野村論文一二七頁。

(17) 三田武繁「九条道家領の二相続人」(『日本歴史』六三二、二〇〇〇年)。

(18) 注一五前掲野村論文一二七頁。

(19) 「普光園院不孝記」(『九』三(1))によると、良実が寛元の政変などで父道家を讒言したと道家は認識したため、義絶に至ったという。後掲の寛元四年七月一六日願文において、良実は道家の後継者として挙げられておらず、この時点ですでに義絶されていたかは判断としないものの、継承構想からは外れていくことがわかる。良実が義絶される前の「先度之処分」は、政変以前の道家の継承構想を考えるうえで非常に重要なものと推測されるが、残念ながらその内容を明らかにする材料はない。

(20) この「寵愛」とは、父道家ではなく後嵯峨院からの「寵愛」であると考える。「寵愛」の語は子に対するよりも臣に対する用法の方が一般的であり(子に対しては「鍾愛」がよく用いられる)、また後掲の史料でも道家は後嵯峨の実経に対する高評価を強調しているからである。

(21) 注三前掲高橋秀樹論文は、「道家の子孫中の最高官位者による氏的な継承原理」を読み取っている(一二三頁)。樋口健太郎「摂関家九条流における「家門管領寺院」の継承と相

論」(同『中世王権の形成と摂関家』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一四年)は「家長者」と光明峯寺をはじめとする寺院の管領権との関係について再検討しているが、処分状自体の解釈としては高橋説に従って問題ない。

(22) 『九』三(4)。

(23) 引用は「峯殿御願文写」(神道大系神社編十三春旦、神道大系編纂会、一九八五年)に拠る。

(24) 以下、寛元・宝治・建長の政変の経緯は高橋慎一郎『北条時頼』(吉川弘文館、二〇一三年)に拠る。

(25) 『九』四(1)。

(26) 「六条宮」の比定については諸説あったが、曾我部愛「宮家」成立の諸前提「六条宮」の事例から」(同『中世王家の政治と構造』同成社、二〇一二年)に従い、順徳皇子忠成王とする。

(27) 村井章介「執権政治の変質」(同『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年、初出一九八四年)。

(28) 天理図書館所蔵「九条家文書」巻二。「天理図書館善本叢書相書部六十八巻古文書集」(八木書店、一九八六年)に影印があり、田中克行「天理図書館蔵『九条家文書』巻二」(『虹』の記憶―田中克行遺稿集―、田中克行遺稿集編集委員会、一九九七年)に翻刻がある。

(29) 九条家領の形成・伝領については注一五前掲野村論文・同「評伝・皇嘉門院」その経営と人物」(注一五前掲野村著、初出一九八七・一九八八年)を参照。以下の経緯はおおむね野村氏の研究に拠る。

(30) 現物が天理図書館に所蔵されている。注二八参照。

(31) 近衛家領の形成については義江彰夫「摂関家領相続の研究序説」(『史学雑誌』七六一四、一九六七年)と注四前掲川端論文、特に後者を参照。

(32) 樋口健太郎「鎌倉期摂関家の「家」と権門」(同『中世摂関家の家と権力』校倉書房、二〇一一年)。

(33) 前掲の野村育世氏の研究のほか、山田彩起子「中世前期女性院宮の研究」(思文閣出版、二〇一一年)、注二二前掲樋口著第三部などが近年の重要な成果である。

(34) 金井静香「公家領安堵の変遷」(注一五前掲金井著、初出一九九五年)。

(35) 市沢哲「鎌倉後期公家社会の構造と「治天の君」」(同『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、初出一九八八年)。

(36) 注一五二九前掲野村論文、西谷正浩「長子単独相続制の成立」(注一前掲西谷著、注一五前掲異論文)。

(37) 注一五前掲異論文。

【編集委員会特記事項】

本稿は、本委員会による厳正な査読を経て掲載に至った論文である
ことを証する。

日本文化学科主任 青山英正
紀要編集委員長 古田島洋介